第6章　実現化に向けて

CHAPTER 6

1. 町民参加の推進

（1）情報の提供

町民参加を進めるにあたっては、町民と行政が知識、情報を共有することが重要です。まちづくりに関する情報提供を進めるため、広報誌やホームページなどの活用・充実を進めます。

（2）町民意見の反映

まちづくりに町民の多様な意見を反映させるため、まちづくり事業に関する説明会やパブリックコメント（※）の実施に努めます。

※パブリックコメントとは、行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、その案を事前に公表し、この案に対して広く国民から意見や情報を募集するものです。

（3）意志決定への参画

まちづくりに関する審議会や委員会に町民の登用拡大を図り、まちづくりの計画段階から町民が参画できる体制づくりに努めます。

（4）まちづくり団体及びリーダーの育成

まちづくり講座の開催などにより、町民のまちづくりに関する知識習得を支援するとともに、NPO（※）や専門家などと協力しながら、町民による「まちづくり団体」や地域の住民や要望をまとめる「まちづくりリーダー」の育成を図ります。

※NPOとは、民間非営利組織の略で、まちづくりや高齢者支援、自然保護などについて、営利目的ではない活動をする組織です。

（5）エリアマネジメントへの支援

新しい住民参加のまちづくりとして、エリアマネジメントが注目されています。エリアマネジメントとは、防災、防犯、街並みの形成など、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、地区単位で住民や企業などが中心となって、まちの運営に協力する取り組みのことです。

本町においても、エリアマネジメントの取り組みには、次のようなものが考えられます。行政としても、これらの取り組みに対して積極的に支援します。

- 町のイベント、観光などの情報発信
- 環境負荷の少ないまちづくりに向けた取り組み
- 防犯活動、美化活動　など

2. 実現化方策

（1）効率的なまちづくり

昨今の厳しい財政状況や公共事業の削減などから、町民の皆さんのニーズを十分に踏まえた上で、重要度の高い事業の選択と費用対効果を検証した効率的なまちづくり事業を進めていく必要があります。

また、社会状況や財政状況を常に注視し、事業の必要性や整備手法の検討についても、柔軟に対応できる体制を整えていきます。

（2）まちづくり事業について

①市街地の整備

本町における市街地整備の手法としては、これまで民間開発事業や土地区画整理事業などによって行われてきました。

しかし、これらの事業は確実な土地売却が前提となっており、昨今の景気低迷、地価下落、人口減少などのため、この前提が不安視されています。

このため、町としては、事業の必要性とともに事業の確実性を重視しながら、事業の選択や指導を行います。

②道路の整備

道路の整備については、国、県、町それぞれが所管する各種事業を効率的に進めていきます。また、管理面においても国、県と連携しながら強化・充実に努めます。

一方、本町は都市計画道路の路線数も少なく、計画決定から数十年も経過していることから、都市計画道路網の見直しについて検討します。

③公園の整備

公園については、「魅力ある公園」「高齢者の利用」をキーワードに公園の改修・整備に努めます。また、新規の公園整備に際しては、アンケートの実施やワークショップの開催などにより、地域住民の意見を積極的に取り入れます。

④その他

上記の他、社会資本整備総合交付金、街なみ環境整備事業などの様々なまちづくり事業がありますが、これらについても必要に応じて、適正かつ的確な事業の導入を検討します。

（3）まちづくりの規制・誘導

①区域区分

本町は、市街化区域と市街化調整区域に区分された線引き都市計画区域にあります。このため、町の過半を占める市街化調整区域では、開発行為や建築行為が規制されています。

当町を含む新潟都市計画区域においては、平成22年度に第5回の線引き見直しが行われました。本町も東港地区の一部について市街化区域の変更などを行いました。次回の見直しは未定ですが、町の発展や開発の必要性などを踏まえながら、次回の線引き見直しに備えます。

②地域地区

本町に指定されている地域地区としては、市街化区域全域に用途地域が指定されている他、東港地区に臨港地区と特別用途地区が指定されています。

今後も地域地区の積極的な活用を図り、乱開発の防止や市街地環境の向上に努めます。

③地区計画

多くの市町では、地区計画の導入が進んでいますが、本町ではまだ活用されていません。きめ細やかなまちづくりを誘導する優れた制度であることから、本町においても今後は積極的に地区計画の活用を図っていきます。

また、前述したとおり、本町の過半を占める市街化調整区域では開発行為や建築行為が大きく規制されていますが、この地区計画制度を活用することにより、地区計画の内容に適した開発行為や建築行為が認められることになります。このことから、市街化調整区域における地区計画を積極的に活用していきたいと考えています。

④町独自の条例・要綱

計画的なまちづくりの実現に向けて、必要に応じて町独自の条例や要綱の制定を検討します。

例えば、狭あい道路の拡幅について、個々の建築物の新築に際してセットバックさせることを規定することにより、最低限の道路幅員を確保し、分筆登記や道路改良工事などは行政が行うなどが考えられます。

当然、町独自の条例・要綱の制定については、地域住民からの賛同が条件となりますが、自らの地域を住み良くする手法として町民の皆さまと一緒に検討していきたいと思います。